

2022年7月15日発行

今年は都市農業振興基本法が2015年に成立して8年目となる。一方、生産緑地法が成立してから30年目に当たり、生産緑地への指定とともに課せられた営農義務が解除される「2022年問題」のまさにその年となる。30年経過後の買取申出期間の延長を可能とする特定生産緑地の創設、生産緑地の貸借を可能とする都市農地貸借法の成立等により、生産緑地の多くは維持されそうな情勢だ。

このところ「2022年問題」を中心に、生産緑地を含めた都市農地の保全に関心が集中してきた感があるが、一方で都市農業は確実に多様性を増しつつある。都市農業は新鮮な農産物の供給、国土・環境の保全、防災の機能とともに、農作業体験・交流、良好な景観の形成、農業に対する理解醸成の機能を發揮しながら、その中身を変化させつつある。

都市農業の持つ多様な機能

今年は都市農業振興基本法が2015年に成立して8年目となる。一方、生産緑地法が成立してから30年目に当たり、生産緑地への指定とともに課せられた営農義務が解除される「2022年問題」のまさにその年となる。

筆者は農的デザイン研究所deウォーキング推進協議会が主催するボールウォーキングの「都市の緑を歩こう」シリーズで都市農業

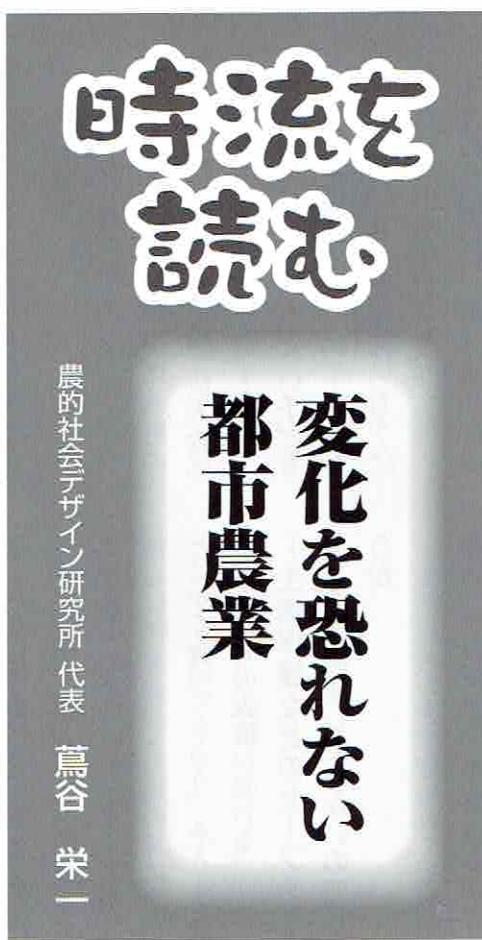
体験農園+レストラン+

4月は練馬区をボールウォーキングしたが、光が丘公園を出発点に、公園・森林・緑地を歩きながら、ゴルとして白石農園を訪れた。白石農園は練馬方式による体験農園の草分けとして、よく知られるが、この日も数十人の市民が集まり、園

8年前に訪れた時にはレストラン「La毛利」を開設して間もなくであつたが、今回は20アール弱でのアスパラガスの生産が加わっていた。

長男が3年前に戻って栽培を始めたとのことで、東京産のアスパラといふことで評判は上々らしい。

加工への挑戦と温暖化対策



の現場の紹介等の協力をしており、そのボールウォーキングにも可能ななかぎり参加している。これもあって東京三多摩地域の都市農業現場にしばしば足を運んでいるが、この5年、10年での都市農業の変化を実感させられている。

主である白石好孝さんの指導の下に、熱心に農作業に取り組んでいた。白石農園は140アールの農地で、露地野菜やブルーベリーの摘み取り園、トマトやキュウリ等のハウス栽培を行い、体験農園として50アールを利用している。前回、7、

5月は三鷹市を歩いたが、玉川上水をスタートに、JA東京武蔵の緑化センターの見学、新川沿いを歩いて天神山須藤園に。須藤園は300アールの農地で植木中心できたが、長男の就農とともに夏みかん栽培とその加工品生産を取り入れ、幅を広げてきた。そして近年の気候温暖化を逆手にとつて始めたのがオリーブ栽培とオイルの生産である。夏みかんにオリーブ等果樹の緑、そして間には露地野菜の畠が点在し、景観も素晴らしい。

都市農業も日々とはいえ、特に後継者のいるところでは、多様な農業の展開、そして加工や農の空間利用等へと、積極的な挑戦が繰り広げられている。